

第5次佐賀県障害者プランの中間見直し、 第7期佐賀県障害福祉計画・第3期佐賀県障害 児福祉計画について

健康福祉部障害福祉課
令和5年11月10日

今日の協議会の目的

第5次佐賀県障害者プランの中間見直し及び第7期佐賀県障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の方向性について、御意見を伺いたい。

○ 次期計画の構成案 (タイトル案「第5次佐賀県障害者プラン (改訂版)」)

第1章 はじめに

計画策定の背景・趣旨、計画の性格・位置づけ、計画の策定方法、計画期間

第2章 佐賀県の現状

身体・知的・精神・指定難病患者それぞれの動向

第3章 基本理念

「障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域でともに暮らしやすい共生社会を目指す。」

第4章 施策の推進方向 (第5次佐賀県障害者計画)

= 今回中間見直し

基本目標①

地域で安心して暮らしている

1. 生活支援

2. 保健・医療

3. 生活環境

4. 安全・安心

基本目標②

地域で働き、生きる喜びを感じる

1. 雇用・就業

2. 文化芸術活動・スポーツ

3. 情報アクセシビリティ

基本目標③

地域で誰もが夢を語り合う共生社会

1. 教育

2. 広報・啓発活動の推進

3. 差別解消及び権利擁護等の推進

第5章 第7期佐賀県障害福祉計画 第3期佐賀県障害児福祉計画

1. 成果目標等

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) **地域生活支援**の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等 **<難聴児支援計画の策定>**
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上**させるための取組に係る体制の構築**

2. 障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその確保のための方策等

- (1) 県全体の障害福祉サービス等の見込
- (2) 障害保健福祉圏域ごとの課題と基盤整備促進
- (3) 障害児支援の取組
- (4) 見込み量の確保のための方策

3. 障害福祉サービス等従事者の確保及び質の向上

- (1) サービスの提供に係る人材の研修
- (2) 人材の確保及び育成のための関係機関との連携体制
- (3) 事業者に対する第三者の評価

4. 地域生活支援事業

- (1) 県地域生活支援事業
- (2) 市町地域生活支援事業
- (3) 地域生活支援促進事業
- (4) 協議会

第5次佐賀県障害者プラン（改訂版）
（R3～R8）

(参考)

- 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。（障害者基本法第11条第1項）
- 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。
(障害者基本法第11条第2項)

※ 都道府県障害者計画 = 佐賀県障害者プラン

- 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては………合議制の機関の意見を聴かなければならない。（障害者基本法第11条第5項）

※ 合議制の機関 = 佐賀県障害者施策推進協議会

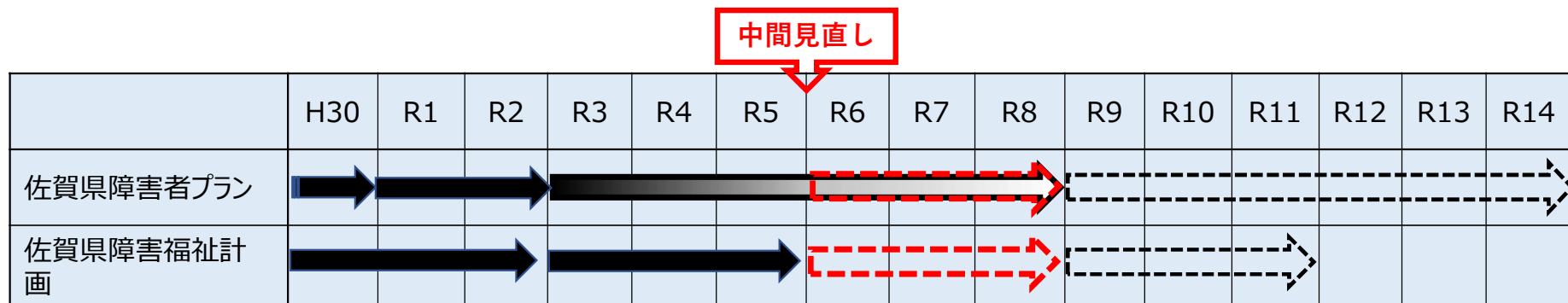
第5次障害者プランについて

1 位置付け 佐賀県が講ずる障害者施策の最も基本的な計画

2 根拠 障害者基本法第11条第2項

3 計画期間 令和3年度～令和8年度（6年間）

- 障害者基本法に計画期間の規定はない。
- 第5次障害者プラン（R3～R8）は障害福祉計画及び障害児福祉計画（R3～R5）との調和を保ち、総合的・計画的に施策を推進するため、令和3年3月に一体的な計画として策定した。
- 国の指針により3年を1期として策定する障害福祉計画・障害児福祉計画が終期を迎える令和5年度に中間見直しを行うこととしている。



4 基本理念

障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しながら、
住み慣れた地域でともに暮らしやすい共生社会を目指す

※ この基本理念は、佐賀県施策方針2023（令和5年8月策定）の方針に沿っている。

5 基本目標

- I 地域で安心して暮らしている
- II 地域で働き、生きる喜びを感じる
- III 地域で誰もが夢を語り合う共生社会

この3つを基本目標とし、各種施策の充実を図っている。

基本目標とその各論

I 地域で安心して暮らしている

- ・ 生活をする上で、支援が必要な人が身近なところで福祉サービスや相談を受けることができるよう体制を整える。
- ・ 障害児に対する専門的な支援に関する研修を充実させ、身近なところで療育を受けられるような環境、支援体制を整える。
- ・ 障害者の高齢化、障害の重度化に対応できるグループホーム等の充実を促進する。
- ・ 人にやさしいまちづくりの総合的な推進や身近な移動手段の確保などの推進により、障害者が安心して暮らせる地域をつくる。
- ・ 防災対策や防犯対策を推進することにより、障害者が安心して暮らせる地域をつくる。

-
1. **生活支援** … 相談支援体制の充実、在宅サービス等の充実、障害児支援の充実 など
 2. **保健・医療** … 保健・医療の充実、精神保健・医療の提供、難病に関する施策の推進 など
 3. **生活環境** … 住宅の確保、公共交通機関のバリアフリー化の推進、公共的施設等のバリアフリー化の推進 など
 4. **安全・安心** … 防災対策の推進、防犯対策の推進、消費者トラブルの防止及び被害からの救済 など

基本目標の各論	主な項目（追加予定を含む）
1. 生活支援	<p>（相談支援体制の充実）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の方などが身近な地域で相談支援を受けられる体制の充実 <p>（在宅サービス等の充実）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人暮らしを支える「自立生活援助」サービスの充実 ・ 新 <u>障害者の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保</u> <p>（障害児支援の充実）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅の重症心身障害児のための短期入所や居宅介護など、在宅支援の充実 ・ 拡 <u>児童発達支援センターの専門的機能の強化を図り、地域における中核的役割を担う機関として個々の特性にあった適切な支援の充実</u> <p>（サービスの質の向上等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レスパイトできるように、短期入所や日中一時支援、生活介護などの充実 <p>（人材の育成・確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害特性を理解したホームヘルパーの養成

基本目標の各論	主な項目（追加予定を含む）
2. 保健・医療	<p>（保健・医療の充実等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の方が身近な地域で必要な医療など受けられる体制の充実 <p>（精神保健・医療の提供等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改 <u>切れ目のない</u>精神障害者の退院後支援 ・ 新 <u>精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の体制を整備</u> ・ 自殺対策、依存症対策の推進 <p>（人材の育成・確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医学的リハビリテーション従事者の人材確保と資質の向上 <p>（難病に関する施策の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 難病の特性や患者・家族の状況について、社会全体の理解の普及 <p>（障害の原因となる疾病等の予防・治療）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救急医療、急性期医療などの提供体制の充実、関係機関の連携の促進

基本目標の各論	主な項目（追加予定を含む）
3. 生活環境	<p>（住宅の確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅のバリアフリー化のさらなる推進（エレベーター、段差解消など） ・ 障害者の方が安心して入居できる民間賃貸住宅の供給促進 ・ 重度の障害にも対応できるグループホームの整備の推進 <p>（公共交通機関のバリアフリー化の推進等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低床型バスの導入促進 ・ 公共交通ターミナル、公共交通機関等のバリアフリー化の推進 <p>（公共的施設等のバリアフリー化の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者や県民等に対する啓発普及 ・ 都市公園施設のバリアフリー化、<u>情報提供等のソフト面を含めた取組の推進</u> <p>（人にやさしいまちづくりの総合的な推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討</u> ・ 歩車分離式信号機や音響信号機等のバリアフリー対応型信号機整備の推進 ・ ヘルプマークの普及啓発

基本目標の各論	主な項目（追加予定を含む）
4. 安全・安心	<p>（防災対策の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> 改 • <u>福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画の策定</u>、実効性の確保を促進（市町取組の支援） 改 • <u>被災者のニーズに応じた</u>応急仮設住宅バリアフリー化の推進（市町取組の支援） <p>（災害からの復興）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 避難生活を行っている障害者の方への心のケアなどの取組の充実 <p>（防犯対策の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「メール110番」、「ファックス110番」、「アプリ110番」の周知、利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ※ 耳の不自由な方や言葉の不自由な方が、メールやファックス、チャット形式により直接通報できるように警察本部に設置 <p>（消費者トラブルの防止及び被害からの救済）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 消費者教育・啓発の推進 • 障害者の方の相談事例の掘り起しのための、障害者団体への働きかけの実施 • 見守りネットワークづくりの支援

Ⅱ 地域で働き、生きる喜びを感じる

- ・ 障害の特性に応じ、能力を十分に発揮して働くことができるように支援する。
- ・ 雇用する企業や働く障害者の方の不安解消のために支援する。
- ・ 障害のあるなしにかかわらず誰もが文化芸術・スポーツに取り組みやすく、共に楽しめる環境を整え、文化芸術・スポーツの普及を図る。
- ・ 障害の特性に応じたウェブサイトの構築や手話や要約筆記などの意思疎通支援を充実させることにより、情報アクセシビリティの向上を図る。

-
- 1. 雇用・就業** …… 障害者雇用の推進、特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進、総合的な就労支援、障害特性に応じた就労支援、福祉的就労の底上げ、経済的自立の支援
 - 2. 文化芸術活動・スポーツ** …… 文化芸術活動の推進、スポーツ等の推進
 - 3. 情報アクセシビリティ** …… 情報通信等における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実等、意思疎通支援の充実、行政情報アクセシビリティの向上

基本目標の各論	主な項目（追加予定を含む）
1. 雇用・就業 新	<p>（障害者雇用の促進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定雇用率の達成に向けた取組の促進 ・ 障害者活躍推進計画の着実な実施、障害者職業生活相談員による相談の実施 <p>（特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般企業への就職を前提とした専門的な教育の充実 <p>（総合的な就労支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の方の就業面と生活面での支援を一体的に行う、職場定着支援の促進 <p>（障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>農福連携の取組強化による就労支援の更なる推進</u> <p>（福祉的就労の底上げ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工賃水準向上に取り組む事業所等に対して、ビジネススキルアップ研修や農業分野での障害者の方の就労支援 ・ 障害者の賃金の向上を図るため、改正後の指定障害福祉サービス等基準に基づく、事業所への指導・支援の実施 <p>（経済的自立の支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者が成年後見制度等を利用して、個人財産を適切に管理できるように支援

基本目標の各論	主な項目（追加予定を含む）
<p>2. 文化芸術活動・スポーツ</p>	<p>（文化芸術活動の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術文化活動を行う障害者の方や障害福祉サービス事業所などを支援する「佐賀県障害者芸術文化活動支援センター」の運営を支援 新・ <u>障害者文化芸術活動促進計画の策定等、障害者の地域における文化芸術活動の環境づくりの促進</u> 新・ <u>地域の文化施設におけるUD・バリアフリー化を促進</u> ・ 聴覚障害者の方、視覚障害者の方が日常的に文化芸術に親しめる環境づくりの推進 <p>（スポーツ等の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者スポーツの普及のため、定期的にスポーツ教室の開催 ・ 障害者スポーツ指導員など、障害者スポーツを推進する人材の発掘・確保 ・ 2024年全国障害者スポーツ大会（SAGA2024）に向けて、障害者の方が広くスポーツを楽しむ機会や“きっかけ”を増やし、日常的にスポーツを楽しむ環境づくりの促進

基本目標の各論	主な項目（追加予定を含む）
3. 情報アクセシビリティ	<p>（情報通信等における情報アクセシビリティの向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の方のICTの利活用の機会拡大、支援者・団体の養成・育成の推進 新 ・ <u>公共インフラとしての電話リレーサービスの普及啓発</u> <p>（情報提供の充実等）</p> 新 ・ <u>情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく、障害者への情報保障の強化</u> ・ 読書バリアフリー法を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の計画的な推進 <p>（意思疎通支援の充実）</p> ・ 手話言語と聞こえの共生社会を推進するための施策の実施 新 ・ <u>若年層を含めた手話言語の普及啓発</u> ・ 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者の方の介助員などの派遣などの支援、養成研修の充実 <p>（行政情報のアクセシビリティの向上）</p> ・ 災害発生時などに、障害の特性に配慮した適切な情報伝達の整備 ・ 障害の特性に応じた、政見放送など選挙に関する情報提供

Ⅲ 地域で誰もが夢を語り合う共生社会

- ・ 誰もが困っている人に自然に手助けすることができる人にやさしい社会を推進する。
 - ・ 小中学校の居住地校交流等により障害のある子どもと障害のない子どもとの相互理解を深める。
 - ・ 障害を理由とする差別の解消、虐待防止・権利擁護の推進に取り組むとともに、理解啓発を図る。
-

1. 教育

- … 教育環境の整備、インクルーシブ教育システムへの対応、障害者等の国際理解、国際交流の推進

2. 広報・啓発活動の推進

- … 広報・啓発活動の推進、障害及び障害者理解の促進、ボランティア活動等の推進

3. 差別解消及び権利擁護等の推進

- … 障害を理由とする差別解消の推進、権利擁護の推進、行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等、選挙等における配慮等、司法手続等における配慮等

基本目標の各論	主な項目（追加予定を含む）
1. 教育	<p>（教育環境の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誰もが使いやすい教育環境の整備の計画的な推進 ・ スクールバスの運行など、特別支援学校の児童生徒などの通学負担の軽減 ・ 障害のある児童生徒の入学に併せた、バリアフリー化の推進 ・ 新 <u>病気療養児の支援の充実に向け、ICTを活用した学習機会の確保</u> <p>（インクルーシブ教育システムへの対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流、共同学習の充実 ・ 障害のある生徒の高校への就学を促進するため、入学者選抜において、個々の障害に応じた適切な配慮の実施 ・ すべての幼稚園・小・中・義務教育学校・高等学校で特別支援教育コーディネーターを指名することによる校内の支援体制の充実 <p>（障害者等の国際理解、国際交流の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在住外国人、JICA派遣経験者などを講師とした国際理解講座の開催 ・ 海外の学校との交流を支援

基本目標の各論	主な項目（追加予定を含む）
2. 広報・啓発活動の推進	<p>（広報・啓発活動の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ、ラジオ、新聞などを活用した、障害の特性に応じた効果的な広報の実施 ・ 福祉、労働、教育などの分野と連携した、幅広い広報・啓発の推進 <p>（障害、障害者理解の促進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人とない人との出会い、ふれあいなどをテーマとした「心の輪を広げる体験作文、ポスター」の募集を通じた理解の促進 ・ 「障害者月間」での各種イベント等を広報活動を集中的かつ効果的に行うことによる県民の理解促進 ・ 障害者の方や障害者の支援者などによる課外授業の実施の促進 ・ 障害者支援施設の行事への地域住民の参加、地域行事への施設入所者の参加などによる、障害者の方と地域コミュニティとの交流の促進 ・ 県民や地域コミュニティに対する理解・啓発の推進 <p>（ボランティア活動等の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の人々が積極的に社会貢献活動に参加する気運づくりや環境づくりの推進

基本目標の各論	主な項目（追加予定を含む）
3. 差別解消、 権利擁護等 の推進	<p>（障害を理由とする差別解消の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>改正「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」に基づく障害者差別解消に向けた取組の推進</u> 出前講座や具体的な取組例を掲載したリーフレットの配布等の広報・啓発活動 <p>（権利擁護の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者の方への虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図る取組の推進 障害福祉サービス事業所の職員を対象とした研修会や出前講座の実施 ● <u>障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないように、取組を推進</u> <p>（行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修等を通じて障害特性に応じた合理的配慮の提供に関する理解を促進 <p>● （選挙時における配慮等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害特性に応じた情報提供の充実、<u>各自治体の実施事例について市町に周知</u> <p>（司法手続等における配慮等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 被疑者等となった障害者の意思疎通に関し、適切な配慮を実施 矯正施設に入所する累犯の障害者などが、出所後に必要な福祉サービスを受けるための支援の実施

第7期佐賀県障害福祉計画
第3期佐賀県障害児福祉計画
(R6～R8)

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る国の基本指針の見直し概略

4. 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等(続き)

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

成果目標

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行(継続)
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(継続)
- ③ 地域生活支援の充実(項目の見直し)
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等(項目の見直し)
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等(項目の見直し)
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等(項目の見直し)
- ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築(継続)



※7つの成果目標について、数値目標等を設定し、達成に向けた取組を行っていく。

成果目標①

◆福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の目標値

- ① 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
- ② 令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減

※令和5年度までの目標が未達成の場合、未達成割合を令和8年度目標値に加える。

県の目標値設定方針

- ① 地域移行者数
 - ・各市町の地域移行者数(目標値)について照会を行い、その積上げを行った数値をもとに県の目標値を設定
- ② 施設入所者数
 - ・令和4年度末時点の施設入所者数は、1,296人
 - ・各市町の地域移行者数(目標値)について照会を行い、その積上げを行った数値をもとに県の目標値を設定

成果目標②

◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の目標値

- ① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 **325.3日以上**
- ② 精神病床の1年以上入院患者数: 国の基本指針で示した式により算出した数を目標値として設定
- ③ 早期退院率: 入院後3ヵ月時点 **68.9%以上**、6ヵ月時点 **84.5%以上**、1年時点 **91.0%以上**

県の目標値設定方針

- ① 退院後1年以内の地域における平均生活日数
- ② 1年以上入院患者数
- ③ 早期退院率

※現在、改定作業中の第8次佐賀県保健医療計画における精神疾患策定部会での検討を踏まえた目標値を設定する。

成果目標③

◆地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の目標値

- ①各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う
- 新②強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める

県の目標値設定方針

- ①各圏域に地域生活支援拠点等を1つ以上整備し、コーディネーターの配置や緊急時の連絡体制の構築等、機能の維持・充実を図る
また、各圏域の自立支援協議会の拠点部会等において、年に1回以上は拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討を実施する
- 新②発達障害者支援地域協議会の作業部会である強度行動障害支援部会において支援ニーズを検討把握し、支援者フォローアップ研修やアドバイザー派遣事業を実施し、支援体制の整備を進める

成果目標④

◆福祉施設から一般就労への移行

◎福祉施設の範囲・・・ 就労移行支援事業、
就労継続支援A型・B型、生活介護、自立訓練
(機能訓練・生活訓練)

国の目標値

- ①一般就労への移行者数: 令和3年度実績の**1.28倍以上**
- ②就労移行支援事業利用終了者に占める
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所: 就労移行支援事業所の5割以上
- ③地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進
- ④就労定着支援事業利用者: **令和3年度末実績の1.41倍以上**
- ⑤就労定着率**7割以上**の就労定着支援事業所: **2割5分以上**

県の目標値設定方針

- ①一般就労への移行者数: 令和3年度実績の1.28倍以上(176人)
- ②就労移行支援事業利用終了者に占める
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所: 就労移行支援事業所の5割以上
- ③各地域における就労支援部会等を活用し、就労支援ネットワークの強化、関係機関が連携した支援体制の構築を推進
- ④就労定着支援事業利用者: 令和3年度末実績の1.41倍以上(40人)
- ⑤就労定着率7割以上の就労定着支援事業所: 2割5分以上

成果目標⑤

◆障害児支援の提供体制の整備等

国の目標値

- ①児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ②全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築
- ③各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ④重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ⑤各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置
- ⑥各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置

◆障害児支援の提供体制の整備等(続き)

県の目標値設定方針

- ①児童発達支援センターの設置:児童発達支援センターを各圏域に少なくとも1か所設置
- ②各圏域ごとの児童発達支援センターを中心に地域のインクルージョン推進を図る体制を構築
- ③難聴児支援の計画を策定し、児童発達支援センター等を活用した難聴児支援の中核機能を有する体制を構築
- ④重症心身障害児を対象とする児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域に1か所以上確保
- 新**⑤引き続き、医療的ケア児支援センターを核としたうえで、圏域ごとに地域コーディネーターを配置し、より地域に密着した支援に取り組む。
- 新**⑥障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置

成果目標⑥

◆相談支援体制の充実・強化等

国の目標値

- ①各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ②協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

新

県の目標値設定方針

- ①各圏域で相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確立
- ②自立支援協議会において検討した課題を踏まえ、地域の社会資源の改善を図る

新

成果目標⑦

◆障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の目標値

①各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

県の目標値設定方針

①障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を継続できるよう、体制を維持する。

今後のスケジュール

- 令和5年度第1回障害者施策推進協議会（11月10日）
 - ・ 第5次佐賀県障害者プランの中間見直しの方向性について御意見をいただく
- 第5次佐賀県障害者プランの骨子案の策定
- 11月定例議会
 - ・ 第5次佐賀県障害者プラン（改訂版）の概要の報告
- パブリックコメントの実施（12月中旬～1月中旬を予定）
- 第5次佐賀県障害者プラン（改訂版）素案の策定
- 令和5年度第2回障害者施策推進協議会（2月頃）
 - ・ 第5次佐賀県障害者プラン（改訂版）素案について御意見をいただく
- 第5次佐賀県障害者プランの策定（3月末）